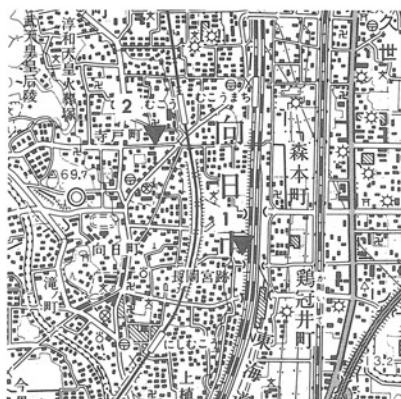




(京都西南部)

京都・長岡宮跡
ながおかきゅう

- 1 所在地 一 京都府向日市鶏冠井町一ノ坪、二 向日市寺戸町初田
- 2 調査期間 一 一九九七年(平9)二月～三月、一九九八年二月～三月、二 一九九七年十一月
- 3 発掘機関 (財)向日市埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 中島信親
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 長岡京期(七八四～七九四年)
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一九九八年度、長岡宮跡および長岡京跡では新たな木簡の出土事例はない。本稿は、向日市がこれまで担当した調査の中で、整理途中のため報告できなかった春宮坊跡(一九九六年度の宮第三四一次と九七年度の宮第三五七次調査)、および宮北

辺官衙区(一九九七年度の宮第三五四次調査)の計二件の調査について報告する。

一 長岡宮東辺官衙・春宮坊跡(宮第三四一・三五七次調査)

調査地は向日丘陵を構成する段丘の縁辺に位置する。長岡宮の復原では宮東辺官衙および東一坊大路に相当する。一九九六年の宮第三二九次調査では、計四六七点の木簡が出土している(本誌第二〇号)。今回はその南隣接地を、北から宮第三四一次・三五七次の順に調査した。

主な遺構として、東一坊大路西側溝SD三二九〇一、東西溝SD三五七〇三、および古墳時代の溝、平安時代の土坑、中世の柱掘形などを確認した。東西溝SD三五七〇三は、東一坊大路路面上を横断する。その位置と埋土の状況から、路面上の暗渠である可能性が高い。

木簡はすべて東一坊大路西側溝SD三二九〇一から出土した。宮第三四一次調査で確認した西側溝は、幅約七・二m深さ約〇・三mである。宮第三二九次調査と比べて、溝幅が大きく広がっている。しかし、溝西肩の位置はほぼ同じで、東肩が不明瞭で確認できないことから、溝内から東一坊大路の路面上にオーバフローして堆積した状況と思われる。宮第三五七次調査では、溝西肩推定線上に掘られた平安時代後期の土坑による攪乱で、明瞭に遺構を検出できな

かった。埋土は黒灰・暗灰褐色礫混粘質土で、南に向けて砂礫がちになる状況を確認した。このため木簡及び木製品の多くは宮第三・九次調査区南半から宮第三・四一次調査区中央部にかけて見つかった。いる。

削屑を含めた木簡は、宮第三・四一次調査で六六七点、宮第三・五七次調査で一点出土している。このうち削屑は三九八点で六〇%を占める。伴出する墨書土器は、宮第三・四一次調査で七〇点以上〔曹〕「厨」「省」「膳」「殿」「所」「人給」「市郡」「右」「高」「平」、習書など、宮第三・五七次調査で六点〔厨〕など〕が出土している。また木簡、墨書土器以外の遺物には、漆紙文書、土師器、須恵器、黒色土器、緑釉陶器、軒丸瓦、軒平瓦、丸・平瓦、墨書砥石、祭祀具（土馬・人形・斎串・鳥形）、木製品（車輪・檜扇・櫛・琴柱・曲物）、漆器（漆蓋・漆箸・漆冠）、琥珀、鼈甲、白雲母などがある。このうち、漆紙文書は延暦九年の死亡人帳断片である（本誌二一九ページ）。伝来する河内国天平九年、備中国天平十一年の二点の死亡人帳が大税負死亡人帳であるのに対して、今回の出土資料は「篤女」の死を明記していることから、別系統に属する帳簿であると考えられる。

二 長岡宮北辺官衙（北部）（宮第三・五七次調査）

調査地は、標高約二〇mの段丘下位面に位置する。長岡宮の官衙復原では宮北辺官衙（北部）の中央南部に相当する。近年の調査成

果では、北部は後期造営段階に整備されている。

検出した遺構は、中世の溝、長岡京期・平安時代の柵・溝、長岡京期の落ち込み・土坑、古墳時代後期の溝などである。古墳時代後期の溝は、L字状に屈曲しており、古墳時代の集落跡である殿長遺跡内での区画溝と思われる。

木簡は、落ち込みSX三五四一一の第三層から二点出土した。SX三五四一一の規模は南北幅約六m深さ〇・八mで、調査区外の東および西に広がる。埋土は四層に区分できる。遺物はほとんどが第三層の黒色粘質土から出土した。木簡の他に、墨書土器〔唐新〕「真吉」「岡」「習書」、土師器、須恵器、焼塩壺、木製品（工具柄・匙状木器・曲物）、木片などが出土している。木片は、板状・棒状で端に切断面をもつものが多く、建築資材の切れ端であると思われる。また木屑も多量に伴出している。以上の点や西隣接地の宮第一七六次調査の所見から、落ち込みSX三五四一一は、古墳時代から湿地状を呈していた溝状の遺構で、長岡京期・おそらく後期造営段階（延暦一〇年頃）にゴミを投棄して埋め立てられ、整地されたものと思われる。

8 木簡の釈文・内容

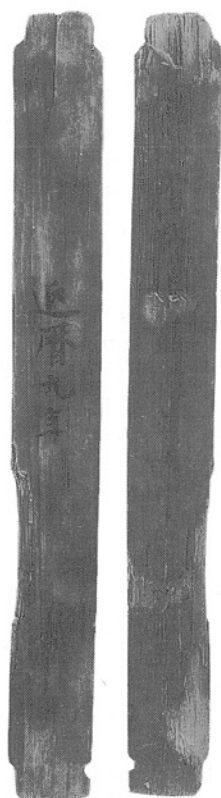
一 長岡宮東辺官衙・春宮坊跡（宮第三・四一次・三五七次調査）

(1) 中衛將曹宮東□□

(142)×40×8 019



—(29)



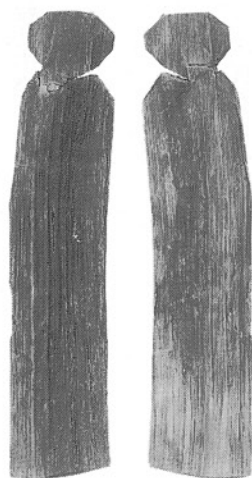
—(9)



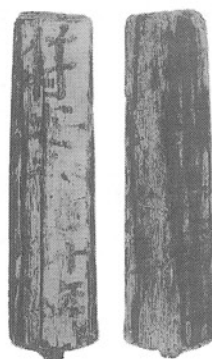
—(19)



—(10)表



—(17)



—(21)

(17)	・「 $\vee$ 葛井敬」		
(18)	・「 $\vee$ 醬鰯」	104×22×3	032
(18)	「大□佐」	118×17×3	051
(19)	「 $\vee$ 二斗九升四合」	188×32×4	033
(20)	・行騰		
(20)	・延暦十×	(25.5+16)×15×1	081
(21)	・「符案 延暦十年」		
(22)	・「符案 延暦十年」	(80)×20×7	061
(22)	×□ 閏三×	(35)×(6)×1.5	081
(23)	□「子秋人」	(80)×(16)×2.5	081
(24)	・「六斗九升二×		
(24)	・「一石一斗 ^{〔二カ〕} ×	(31)×7.5×6	019
(25)	□石五斗五升	(114)×8×7	019
(26)	・×斗八升		
(26)	・ ^{〔二カ〕} □ ^{〔二カ〕}		
(26)	□ ^{〔二カ〕} 米□ ^{〔二カ〕}		
(26)	□ ^{〔二カ〕} 一斗	(129)×14×4	059

(27)	□奉奉□	(65)×15×4	081
(28)	「事 ^{〔事カ〕} 事□」	(94)×8×3	081
(29)	・□連□誰誰□□□□		
(29)	□ ^{〔二カ〕} ×	(155)×11×3	081
(30)	□…番長	(10+31)×(8)×	091
(31)	大初位下物部×	(53)×(8)×	091
(32)	×七位下	(21)×(14)×	091
(33)	□□…□□… ^{少初位}	(17)×(150以上)×	091

年紀の判明する木簡には(7)延暦九年(七九〇)一〇月の上総国、(9)延暦九年の常陸国贄、(10)延暦一〇年九月の若狭国塩の荷札と、(21)延暦一〇年の題籤軸、(20)延暦一〇年、(22)(延暦九年)閏三月の断簡類がある。何れも長岡京後期後半段階に廃棄されたことがわかり、宮第三二九次調査の結果と齟齬はみられない。

(1)は上部を焼損する厚手の木簡で、下端部は裏面から何度も刃物を入れて切断する。「中衛将曹」は、中衛府の四等官で、従七位上

相当官（『続日本紀』神龜五年八月甲午条）。中衛府は、中衛舍人三百人（後に四百人）を統轄して、昼夜「大内」の警衛にあたる令外官である（同右条）。ちなみに長岡京期中の衛大將は、南家出身の右大臣（藤原是公）延暦八年九月薨し、藤原繼縄一同年一〇月任官時は大納言兼東宮傳（一）が兼任している。

(2)は上部が二次的ケズリ、下端部と右側面が原形。タテに細く割れているため、中央に書かれた文字は残りが良くないが、右下に寄せた行が読める。「南 御在編垂工」は、南の御在所に用いる垂簾を作る工人の意味か。「御在」の上は闕字。この木簡が皇太子の御在所を示しているとなると、その構造は内裏のように南殿を備えていた可能性がある。

(3)は現状短冊型であるが、四辺全て二次的整形と考えられる。表・裏両面には四段階の異なる記載が認められ、繰り返しリサイクルされたことがわかる。まず、材を横に使用して、「餅所」への食品支給が記録され、余白は別筆。上・下端を割った後、裏面をタテに使用する。完結する二行書きのほかに、左側面に沿って削り残しとみられる薄い墨痕がある。「供 御料」は闕字とし、「下」された魚貝類の数量も大字を用いるものの、書式の省略や、殴り書きのような文字、使用済みの面の文字を削っていないことなどから、手控えであったと思われる。「主膳監」は春宮坊被管官司の一つで、皇太子の食膳を監する。

(7)は上総国の荷札を再利用したもの。直径3mmの鳩目状の穴をあけ、五・六角柱の小木片を詰める。穴は二列、九カ所あるが、用途は未詳。(9)は上端表面が剝離しているが、ほぼ完形品。常陸国「酒烈（列）埜所生」の賛荷札は、二点目となる（第三九次調査、本誌第二〇号掲載）。(11)は上端部を圭頭につくり、下端部を尖らせる。酒井郷は『和名抄』によると、安房・陸奥・越前・豊前・肥後の五カ国に見える。木簡の形態の特徴と、白米の貢進国であることから、本簡は、越前国丹生郡に比定される。なお、丹生郡酒井郷は後に今立郡に移管（『日本紀略』弘仁一四年六月丁亥条）。(12)は上端部を表・裏面から平面ケズリによって切断する。下端は折損し、タテに半截される。安諦郡は大同元年（八〇六）、平城天皇の諱（安殿）に通ずるとして在田郡に改名される（『日本後紀』大同元年七月戊戌条）。「幡陀郷」は『和名抄』に見えないが、天平年間（729-749）の平城宮木簡（三二五号）にみえる。(14)は、小形で厚さ1mmとごく薄く調整した賛荷札。「天草郡陽嶋」の所在は未詳であるが、雲仙天草国立公園内にある現大矢野町の湯島はその候補地といえよう。(15)(16)は、木簡の形態、法量、書体、文字の配置がほぼ同一。完形の(15)を見ると、上端部を切断、下端部を尖らせる。上部表面の剝離のため、記載が予想される地名部分は残存しないが、ごく細筆で書かれた御賛鮭の荷札。右寄せ小書きする「无兒」は、子籠り（内子）鮭に対して筋子の無い鮭を表す。

(17)は物品付札で、支給先を「人名+敬」と記載する。「敬」の文字はやや大きい。類例を見つけられなかったが、尊と同様に宛先に付した敬称であろうか、後考を俟ちたい。参考までに春宮坊に関わる「葛井」氏としては、延暦九年(七九〇)に春宮亮となった正五位下葛井連道依がいる(『続日本紀』延暦九年七月戊子条)。(20)はごく薄い(厚さ二mm)端整な小形木簡。物品付札の可能性が高いが、裏面に特別に年号が入っている。「行騰」は行騰むかばきの通字で、鹿・熊の毛皮などでこしらえた股脛の覆いをいう。狩猟や行幸などの遠出にあたり、騎馬の者が着用した。衣服令武官礼服条によると、衛府の督・佐は儀式の際には錦の行騰を着用する。

(21)は題籤で、軸部を欠損する。公式令の符式は、上級官司から被管官司に対する下達文書であるが、長屋王家木簡の事例によると、家政機関(上位職員)が下位職員に宛てた木簡にも符が用いられている。いずれにしても「符案」を題籤軸に巻いて保管し得たのは、符を作成・発給した機関そのものである。

(23)は人名の断簡。他にもう一点、同一材を使用した同名断簡が出土している。(24)(25)は酷似する法量、書体をもつ棒状加工品。(26)も類似した書体、内容をもつが、材を横に使用して列記し、後に材をタテ割りにして再利用している。裏面左行一字目は「六」か「八」。

削屑は、第三二九次調査も含めて、柾目材に位階、人名を記したものが多。位階は初位から七位までが見え、勲位もある。(30)「番

長」は舍人、兵衛の中から武芸に秀でた者が選ばれ、中衛府・近衛府に各六人、左右兵衛府に各四人が置かれた。(33)は材を横に使用して、列記したもの。

二 長岡宮北辺官衙(北部)(宮第三五四次調査)

(1) 山作進カ物□□ (86.5)×(10.0)×1 091

(2) □□ (44.5)×11.0×5.5 081

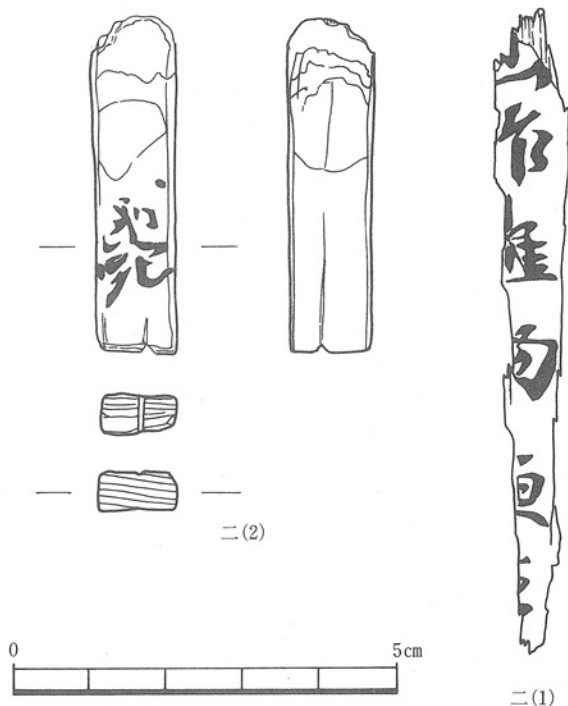
(1)は比較的大きい削り屑で、六文字が残る。第五字めは「魚」か「直」「車」、第六字めは「五」か「三」など、いくつかの文字の可能性が考えられる。「山作」は、山陵を作る山作司と、造宮・造寺に関わる山作所の二系統の意味が考えられる。『続日本紀』以降の正史に見える山作司(作山陵司、造山陵司)は、陵墓の造営を担当した。長岡京期の山作司は、桓武天皇の生母高野新笠と皇后藤原乙牟漏の葬儀に際し設置されている(『続日本紀』延暦八年二月丙申条、同九年閏三月丁丑条)。一方、正倉院文書に多く見える造寺・造仏用の資材を調達するため設置された各地の山作所は、①用材の伐採、②柱・長押などの製作、③その他山野の資源を利用した資材を調達し、これらの「作物」を運送、進上した。造東大寺司の下部組織である造石山寺所が管轄した田上・甲賀などの山作所や、法華寺造宮

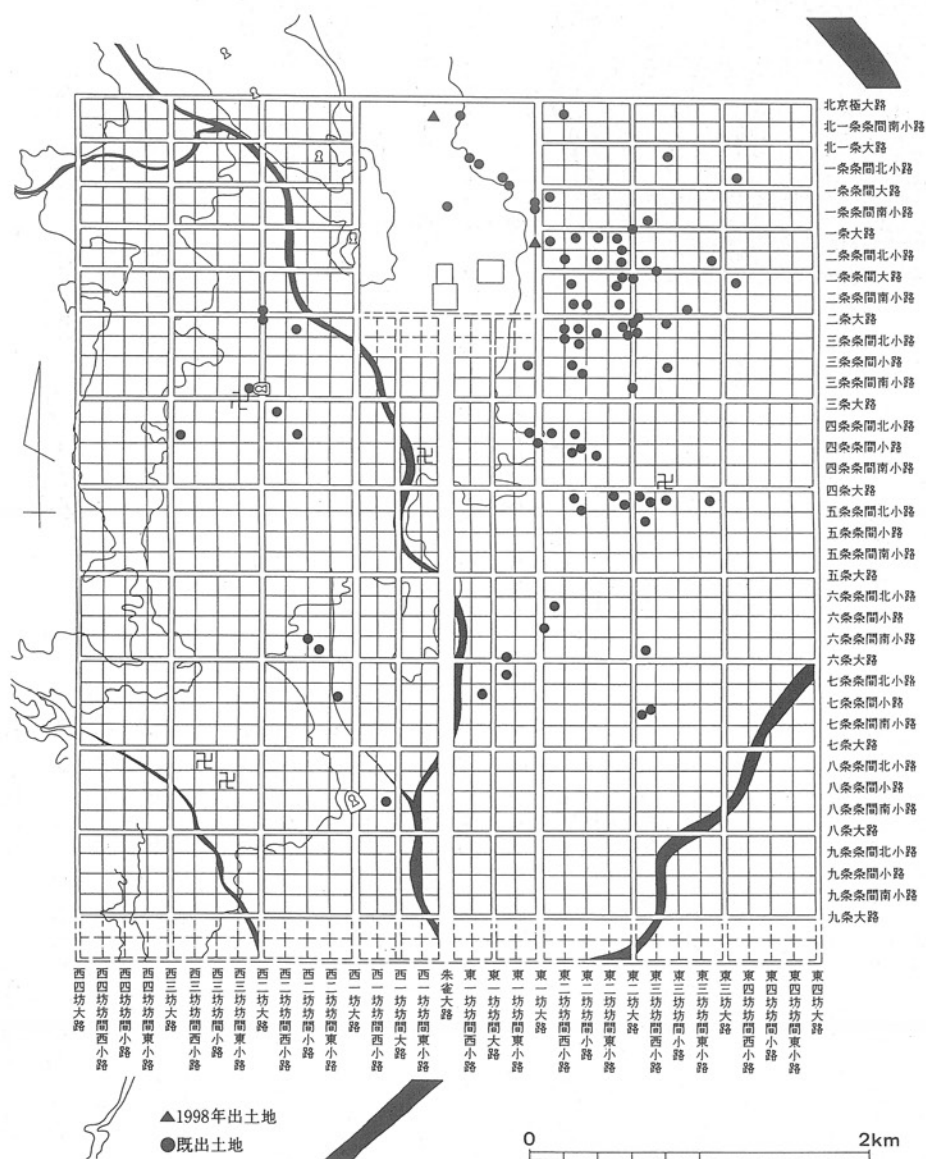
時の伊賀・丹波・高島の山作所の組織を見ると、領（山作領）の下に山作工（司工、雇工・様工・木工、石工など）と山作夫（雇夫、仕丁）が適宜配される。領として大舍人や兵衛クラスの官人が派遣されて、事務管理や運送を掌っている。また、山作所は筏や車で運ばれた用材を造営現場付近で加工する足庭（庭作）を有し、ここにも木工長上以下、領や木工、役夫が配されている。『延喜式』木工寮作石条では山作と庭作の各工人の仕事量が規定され、「皇太神宮儀式帳」にも新宮造奉時に山造と庭造の別が見られる。ところで、平安宮内酒殿・釜所・侍従所相当地の大形の井籠組井戸の掘形埋土からは、弘仁元年（八一〇）、内酒殿の井戸作りに携わった「夫」の飯支給木簡が出土している（本誌第一八号）。「山作」とあり、「大舍人」が差配に当たっているのも参考となる。こうした事例と遺構の状況から考えると、木簡(1)の内容は本調査地付近で行なわれた宮城造営時に、山作所の作物進上に関わって記されたものと推測される。

(2)は上部を焼損する。下端部はキリ・オリ技法、左・右側面は割り面。表面に二文字程の墨が残るが、残存状況は不良。

9 関係文献

向日市教育委員会・(財)向日市埋蔵文化財センター『向日市埋蔵文化財調査報告書』四九（一九九九年）（中島信親、釈文 清水みき）





長岡京跡木簡出土地点図